認証紛争解決事業者の名称及び住所
福岡県弁護士会
福岡県福岡市中央区城内一番一号
変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更
変更の認証年月日
平成二十七年十月六日

○財務省告示第三百四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一五トン
四	二二、九八四トン
五	五七七トン
六	二○トン
七	五トン
八	一五・九トン
九	一九、一七五トン
一○	四、一一一トン
一一	七、九一一トン
一二	三二、五五○トン
一三	二、六七二、三九六トン
一四	五七四、四五九トン
一四の二	二八九、八七三トン
一五	四一一トン
一六	三、六六二トン
一七	七三、三四八トン
一八	七、六五○トン
一九	六一九トン
二○	二六二トン
二一	一三、二九四トン
二二	二二九トン
二三	二、七一一トン
二四	二四トン
二五	○トン
二六	二、七六七トン
二七	七、六六七トン
二八	二トン
二九	一七八トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	二、六七二、三九六トン
一四	五四三、七一四トン

○財務省告示第三百四十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万五千二百七十五トン

二　冷凍牛肉　十六万二千八十八トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万八千五百三十二トン

二　冷凍牛肉　六万八百六十一トン

○財務省告示第三百四十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十六万八千百九十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十六万八千二百八トン

○財務省告示第三百四十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万九千二十三トン

二　冷凍牛肉　九万八千九十七トン

○財務省告示第三百四十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年十一月一日

○財務省告示第三百四十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「第十条の二の二第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

本文第一号中「第十条の二の二第一項第一号イ」を「第十条の二第一項第一号イ」に改め、本文第二号中「第十条の二の二第一項第一号ロ」を「第十条の二第一項第一号ロ」に改め、本文第三号中「第十条の二の二第一項第一号ハ」を「第十条の二第一項第一号ハ」に改め、本文第四号中「第十条の二の二第一項第一号ニ」を「第十条の二第一項第一号ニ」に改め、本文第五号中「第十条の二の二第一項第二号」を「第十条の二第一項第二号」に改める。